



専門部会開催される

8月28日、一の宮町就業改善センターで合同研修会が開催されました。

4町村の役場職員及び県地域振興局職員約60人が参加し、全体で市町村合併の基礎知識を、また、専門部会で具体的な調整項目等について研修しました。

専門部会は、月に3回の開催を予定しており、9月4日の総務部会及び企画部会を皮切りに検討がスタートしました。

今までの経過

8月1日 阿蘇中部4町村合併推進協議会設立総会（一の宮町／就業改善センター）

8月5日 町村長会（阿蘇町／広域行政事務組合事務所）

8月12日 幹事会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

8月21日 第二回阿蘇中部4町村合併推進協議会（阿蘇町／いの村）

8月28日 第一回合同専門部会（一の宮町／就業改善センター）

9月4日 第二回総務部会・企画部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月5日 第二回厚生部会・文教部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月6日 第二回建設部会・産業部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月6日 町村長・議長 潮谷義子熊本県知事表敬

9月9日 幹事会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月10日 町村長会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月11日 第三回総務部会・企画部会

9月12日 第三回阿蘇中部4町村合併推進協議会（阿蘇町／農村環境改善センター）

9月12日 第三回厚生部会・文教部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月12日 第三回建設部会・産業部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月13日 第三回建設部会・産業部会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月20日 幹事会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

9月30日 町村長会（一の宮町／合併推進協議会事務局）

CHECK!



市町村合併 Q&A

市町村合併には期限があるの？

合併を行うこと自体には、期限というものはありません。（市町村が規模の適正化を図ることは、地方自治法上の原則の一つとなっています。）しかし、国が市町村合併を推進するために様々な優遇措置を定めている「市町村の合併の特例に関する法律」（いわゆる「合併特例法」）の期限が平成17年3月31日までとなっており、結果として期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく優遇措置等は受けられなくなります。

そのため、この期限を市町村合併についての検討の一つの区切りと考えることができます。

事務局紹介



事務局長 岩瀬 敏
事務局次長 大塚 彦
事務局員 井野 八
井野 孝
高村 清
井野 樹
高村 阿蘇
井野 阿蘇
高村 阿蘇
坂口 英

井野 孝
高村 清
井野 樹
高村 阿蘇
井野 阿蘇
高村 阿蘇
坂口 英
井野 孝
高村 清
井野 樹
高村 阿蘇
井野 阿蘇
高村 阿蘇
坂口 英